

公共空間に設置される防犯カメラへの賛成態度

ー 設置場所・設置主体の観点からー

Citizens' Attitude to CCTV Installed in Public Places : in the view of Who installs Where

樋野 公宏*・島田 貴仁**・樋野 綾美***
Kimihiro Hino*・Takahito Shimada**・Ayami Hino***

More and more CCTVs (closed-circuit televisions) are installed in public places by the private sector. This paper shows that citizens' attitude varies according to the installer and the place installed with a questionnaire answered by 2,827 citizens all over Japan. The rate of answerers who are opposed to CCTVs on neighborhood streets is four times as much as that on downtowns. The rate of answerers who are opposed to CCTVs installed by private persons is more than that by the public sector (municipalities or the police). It can be said more dispute is needed as to the pluses and minuses of CCTVs installed especially in neighborhoods by private persons.

Keywords: CCTV, privacy, fear of crime, social intercourse
防犯カメラ、プライバシー、犯罪不安、近所づきあい

1. 調査の背景と目的

近年の犯罪不安の高まり、技術の進展等を背景に、公共の場に、警察や自治体でなく、民間によって防犯カメラが設置される例が増えている。例えば警視庁成城警察署では「事業所マンションや一般住宅、駐車場などに防犯ビデオカメラやセンサーライトを取り付ける設置推進活動」を行っており、2008 年初時点で 281 箇所 607 台が設置されたという⁽¹⁾。また、近年供給される戸建住宅地では、「タウンセキュリティ」の一環として、道路や公園等を撮影し、その画像を居住者が閲覧できる防犯カメラシステムが備えられることが少なくない⁽²⁾。さらには個人レベルでも、パソコンに接続できる安価なウェブカメラが普及し、自宅前の道路を「見守る」ことが可能となっている⁽³⁾。

このように公共の場に防犯カメラを設置することについてはプライバシー侵害等の懸念から批判もあるものの⁽⁴⁾、世論調査の結果などを見ると賛成の声が多い。例えば、社会安全研究財団の調査³⁾では、「公共の場に防犯カメラを設置して安全・安心を確保することと、個人のプライバシーを尊重するために防犯カメラを設置しないことを比べた場合、どちらの方針を支持しますか」という設問に、9 割を超える回答者が設置賛成の態度をとる。同財団の過去の調査と比較すると、この数字が増加傾向にある。

しかしそれらの調査は、設置場所や設置主体について特定しない、一般的な賛成態度を問うものである。しかしながら、だれが、どこに設置するかによって、市民の賛成態度は異なるはずである。本報告は、設置場所・設置主体別に、公共の場に設置される防犯カメラへの賛成態度を調査した結果を報告し、設置に関する議論の一助としようとするものである。

2. 調査概要と回答者属性

本報告は、2008 年 3 月に独立行政法人建築研究所が行った

「生活者ニーズに関する意識調査」の成果の一部である。本調査は 2006 年度から 3 年度継続して実施している調査の第 2 回目に当たる。対象は全国の調査モニター登録者 2,827 名 (25~54 才) であり、Web 上で回答してもらった (表 1)。主な設問は、災害、事件、事故などに関する「リスク知覚 (被害にあうなどの事態は起こると思うか)」「回避可能性 (注意や備えにより回避できると思うか)」「安全・危険度」、住居・地域に関する総合評価、および「対策行動」などである。表 2 のとおり回答者の性別、年齢層などはほぼ均等である。近所づきあいの程度を 4 件法で質問したところ、6 割が「顔が合えば挨拶」程度と回答し、「親しく話す」という回答は 6% だけだった。

表 1. 調査概要

実施主体	独立行政法人建築研究所
実施時期	2008 年 3 月 (3 年度継続調査の 2 回目)
調査方法	Web 上で回答
調査対象	全国の調査モニター登録者
有効回答	2,827

表 2. 回答者属性

性別	男 1417、女 1410
年齢	25-29 歳 427、30 代 960、40 代 960、50-54 歳 480
近所づきあい	ほとんどない 483、顔が合えば挨拶 1696、ときどき立ち話 481、親しく話す 167

3. 設置場所別にみた賛成態度 (公的主体設置)

3.1. 既設の防犯カメラの認知

公的主体によって防犯カメラが設置されることが多い繁華街、商店街、既存研究⁴⁾で利用者の意識調査が行われている駅前輪場とスーパーの駐車場、「タウンセキュリティ」を導入した住宅地で設置される身近な公園、道路の 6 種類の場所別々に、回答者がよく利用するところを想定してもらい、防犯カメラが設置されてい

* 正会員 独立行政法人建築研究所 (Building Research Institute)

** 正会員 科学警察研究所犯罪行動科学部 (National Research Institute of Police Science)

*** 非会員 特定非営利活動法人しょうまち (Non-Profit Organization Shomachi)

るかどうかが質問した(はい、いいえ、わからないの3択)。「はい」の選択率をみると、「スーパーの駐車場」「商店街の路上」が高く、「自宅近くの公園」「自宅近くの生活道路」が低い(図1)。

3.2. 設置場所別にみた賛成態度

6種類の場所別に、公的主体(自治体や警察)による防犯カメラ設置に賛成かどうかを質問した。もっともプライバシーが守られるべきと考えられる生活道路でも賛成率(「賛成」「やや賛成」の合計)は6割近い(図2)。ただし反対率(「反対」「やや反対」の合計)は、もっとも匿名性が高いと考えられる繁華街(盛り場)の約4倍であった。男女を比較すると、すべての場所について女性の賛成率が高く、反対率が低い⁽⁵⁾。一例として生活道路のケースを図3に示す。

3.3. 賛成態度に影響する要素

1) 犯罪不安

上記6種類の場所別に回答者やその家族が犯罪被害にあいそうだという不安(以下、犯罪不安)の程度を質問した。この結果(図4)と図2を見比べても、繁華街(盛り場)を除いてはあまり関係がないようである。犯罪不安が高い場所で賛成率が高いという単純な構図ではなく、期待される効果、守りたいプライバシーの程度、想定する設置主体(例えば商店街では商店組合による設置が多い)によって、賛成態度が形成されると考えられる。

2) 防犯カメラの正負の影響への同意

想定される防犯カメラの正負の影響を挙げ、それぞれに同意す

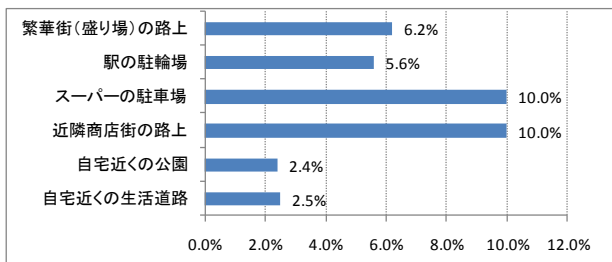


図1. 既設の防犯カメラの認知

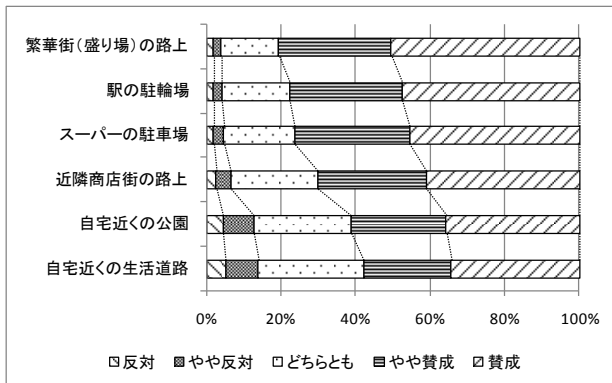


図2. 設置場所別にみた賛成態度

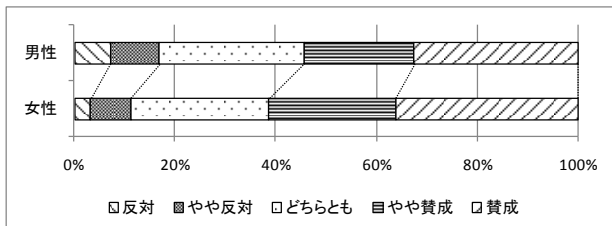


図3. 生活道路への設置に対する賛成態度(性別)

るかどうかを6種類の設置場所別に質問した(図5)。全般的に「犯罪抑止」を筆頭に正の側面への同意率が高く、「侵害懸念」や「印象悪化」といった負の側面への同意率は低い。ただし、自宅近くの公園や生活道路といった身近な場所においてはこうした負の側面への同意率も比較的高い。

ここで生活道路に設置する場合に着目する。それぞれの意見に同意した回答者の設置に対する賛成態度を見ると、2つの負の側面に同意する回答者にはいずれも賛成派より反対派のほうが多くなる。既存研究の知見⁽⁴⁾⁽⁵⁾と同様に、負の側面に同意する回答者は少ないものの、これらは賛成態度に影響すると言える。

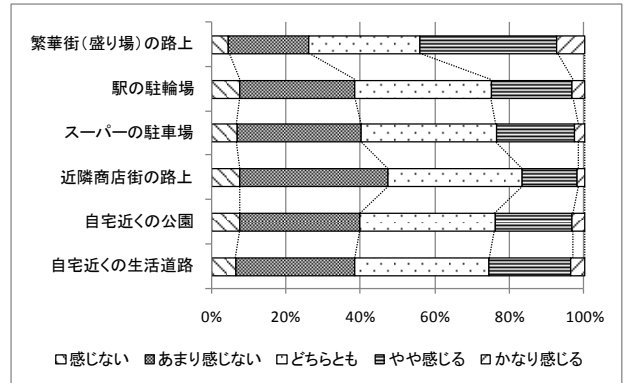


図4. 場所別にみた犯罪不安

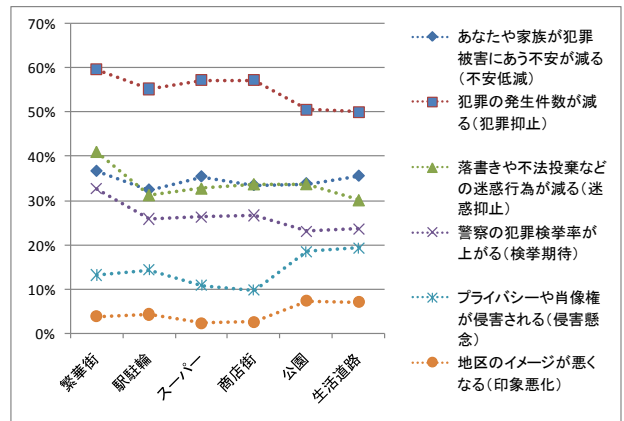


図5. 防犯カメラの正負の影響への同意率(設置場所別)

*横軸項目名は省略形

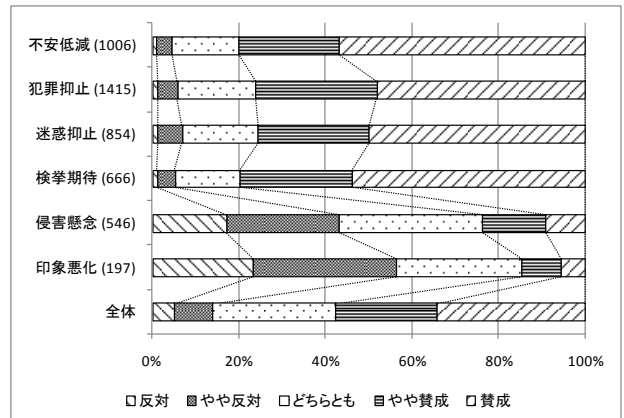


図6. 正負の影響に関する各意見への同意者の賛成態度(生活道路)

*「全体」は図2より転載、縦軸項目名は図5括弧内の省略形、

縦軸項目名横の数字は同意者数

4. 設置主体別にみた賛成態度 (生活道路設置)

以下、3章で挙げた6種類の設置場所のうち、「自宅近くの生活道路」への設置を仮定した設問の分析である。

4.1. 設置主体別にみた賛成態度

3.2章では公的主体(自治体や警察)による設置を仮定したが、ここでは6種類の民間主体を仮定し、それらが生活道路に防犯カメラを設置することに賛成かどうかを質問した(図7)。賛成率をみると、公的主体と民間主体、組織と個人で大きな差がある。「個人」はスーパーのような組織か個人営業かを明示しなかったが、賛成率は「個人」よりも高くNPO等の組織に近い。反対率も考慮に加えると、組織のなかでも商店組合や自治会のような地域組織とそれ以外(管理組合やNPO)で差が生じるようである。個人設置については、反対派の割合が賛成派を上回った。

男女を比較すると、個人設置を除いて女性の方の賛成率が高く、反対率が低い(図8に商店組合のケースを示す)。個人設置の場合は、有意差ではないがこれと逆の傾向が見られた⁶⁾。

4.2. 賛成態度に影響する要素

図7の設置主体で賛成態度が最も異なる「公的主体」と「個人」について、いずれの設置主体でも賛成態度が同じ群(同一態度群)、公的主体の方が望ましいと考える群(公的設置志向群)、個人の方が望ましいと考える群(個人設置志向群)の3群に区分して、各群の特徴を調べる。各群の割合は45%, 48%, 7%であり、個人設置志向群は他の2群に比べて非常に少ない(表3)。

群別に設置主体別の反対率をみると⁷⁾、個人設置志向群は公的主体を除いては7-17%と低い(その点では「公的設置忌避群」と呼んだ方が適当かもしれない)。公的設置志向群は、公的主体を除いては反対率が29-60%と他群より高い(図9)。

1) 近所づきあいの程度

群別に近所づきあいの程度を調べた。図10のとおり、公的設置志向群の方が近所づきあいを行っている。逆に、個人設置志向群で親しく話すほどの近所づきあいを行っているのは約1割に過ぎない。「顔が見える」関係を有するの方が、近所の人に撮影されたくないという気持ちが強いと言える。4.1章で述べたとおり生活道路では女性の方の賛成率が低く、反対率が高いが、これは女性の方が近所づきあいを行っている⁸⁾ことで説明される。

2) 防犯カメラの正負の影響への同意

群別に、3.3章2)で挙げた防犯カメラの正負の影響への同意率を調べた。図11のとおり、正の側面についてはいずれも左下がり、負の側面についてはいずれも右下がりとなった。つまり、個人設置志向群は、公的設置による負の側面を大きく、効果を小さく考える群であり、公的設置志向群は、公的設置による効果を大きく、負の側面を小さく考える群である。

4つの正の側面のなかでも犯罪抑止、迷惑抑止は、同一態度群と公的設置志向群の差が、個人設置志向群と同一態度群の差よりも大きい。それに対して、2つの負の側面については、前者の差よりも後者の差が大きい。すなわち、公的設置志向群は効果をより大きく、個人設置志向群は負の側面をより大きく感じていると考えられる。このように影響の正負によって、設置主体の志向性との関係性が異なる。

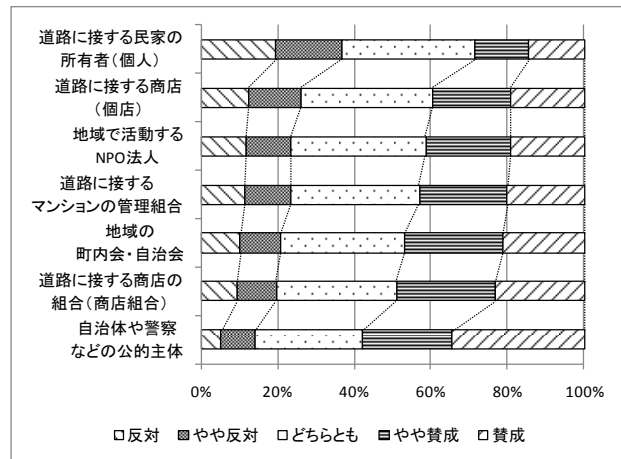


図7. 設置主体別にみた賛成態度 *「公的主体」は図2より転載

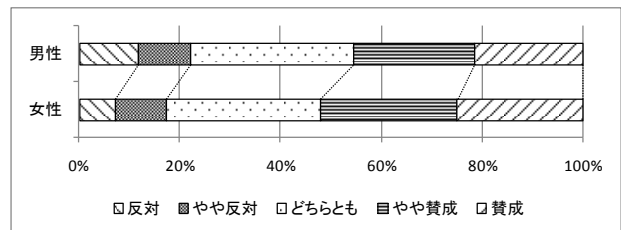


図8. 商店組合による設置に対する賛成態度 (性別)

表3. 設置主体別にみた賛成態度 (公的主体設置・個人設置のクロス)

		個人設置				
		反対	やや反対	どっちとも	やや賛成	賛成
公的主体設置	反対	103	15	20	6	3
	やや反対	76	95	66	10	3
	どっちとも	138	138	472	40	7
	やや賛成	89	117	213	226	20
	賛成	150	117	214	118	371

個人設置志向群 (個人設置の反対、やや反対、どっちとも、やや賛成、賛成の合計)

同一態度群 (公的主体設置の反対、やや反対、どっちとも、やや賛成、賛成の合計)

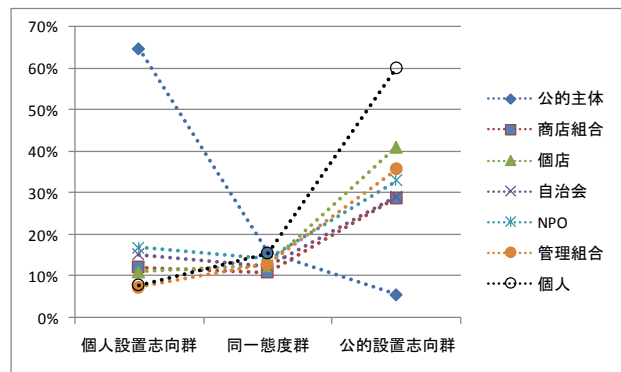


図9. 群別にみた設置主体別の反対率

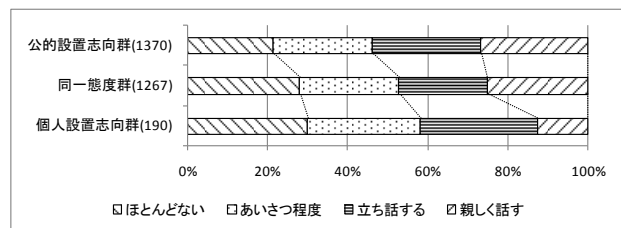


図10. 群別にみた近所づきあいの程度

*縦軸項目名横の数字は該当者数、カイ2乗検定の結果、有意な群間差あり (p<.05)

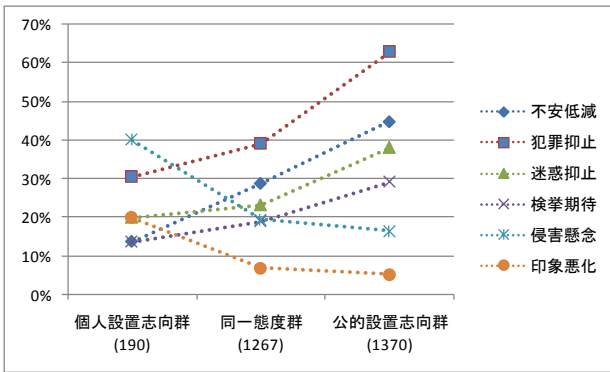


図 11. 公的主体・生活道路設置の場合の各意見への同意率 (群別)

*横軸項目名下の数字は該当者数、凡例は図5括弧内の省略形
 カイ2乗検定の結果、全項目について有意な群間差あり (p<0.01)

5. おわりに

以上のように、公共の場に防犯カメラを設置することについては、冒頭の仮説通りだが（設置主体）、どこに（設置場所）設置するかによって市民の賛成態度は異なった。設置場所については（公的主体が設置する場合）、繁華街に比べ身近な生活道路では設置への反対率が約4倍と高かった。設置主体については（生活道路に設置する場合）、公的主体か民間主体かで賛成態度は大きく異なる。特に個人設置については、反対派の割合が賛成派を上回るという、調査の背景で述べたような現状に一石を投じる結果となった。多少の自由を制限されても安全を確保したいという考え方が主流であっても、ルール不在のまま場所や主体を問わず設置が進むことは望ましいと言えないだろう。

小林⁶⁾は防犯カメラ等の設置運用および記録データの利用等が適法であるための要件規準として、(1) 設置運用目的の正当さ、(2) 設置運用手段の適正さ、(3) 記録データの適切な流用・利用・保存・廃棄を挙げている。本報告の問題意識の焦点である設置場所は(2)の適正さに関わる部分であり、同じく設置主体は(3)の信頼に関わる部分である。つまり、設置場所、設置主体は適法性にも関わる重要な要素であり、本調査結果を参考に、より議論が進められることが期待される。

瀬田⁷⁾は防犯カメラの設置、情報の取り扱い、費用負担などに関して「防犯まちづくりの意志決定を誰が行うのか、役割をどう分担するのかわ、日本の各地域・地区で考えなければならない」と指摘しているが、これは不利益が生じた際の責任の所在と表裏一体である。例えば、個人による善意の設置を呼びかけるなら、図らずも情報を流出してしまった場合の責任の所在などを決めておく必要があるだろう。

なお、防犯カメラによって撮影していることを示す設置表示看板のあり方などを今後の検討課題としたい。

補注

- (1) 同署ホームページ (<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/3/seijo/>) による。
- (2) その特徴は文献1)などに詳しい。
- (3) このような「見守り」を推進する組織として、群馬大学工学部内に設置された「e自警ネットワーク」がある。ホームページによると、その核心となるコンセプトは「自分のためではなく、地域のため!」に、「自分の家の敷地内ではなく、自分の家の前を見守る!」である。(<http://www.ev.gunma-u.ac.jp/>)
- (4) 防犯まちづくりに関する批判論については文献2)が詳しい。
- (5) カイ2乗検定の結果、すべての設置場所で有意差あり (p<0.01)。
- (6) カイ2乗検定の結果、個人、個店を除いた設置主体で有意差あり (管理組合のみ p<.1, ほかに p<.01)。
- (7) カイ2乗検定の結果、すべての設置主体で有意差あり (p<0.01)。
- (8) カイ2乗検定の結果、有意差あり (p<0.01)。

参考文献

- 1) 小野木祐二・樋野公宏・雨宮護・小場頼合二 (2007) 「防犯に配慮した戸建住宅地開発の経緯と課題」、都市計画報告集 No. 6-1
- 2) 雨宮護・樋野公宏・小島隆矢・横張真 (2007) 「批判論の論点と市民の態度からみたわが国の防犯まちづくりの課題」、日本都市計画学会学術研究論文集 No. 42-3
- 3) (財) 社会安全研究財団 (2008) 「犯罪に対する不安感等に関する調査研究-第3回調査報告書-」
http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/01_bouhan/bouhan20_03_02/bouhan20_03_02.htm
- 4) 樋野公宏 (2008) 「駐車場に設置する防犯カメラ等の効果及び利用者等の態度-愛知県内での実験から」、日本都市計画学会学術研究論文集 No.43-3
- 5) 樋野公宏・雨宮護・樋野綾美 (2007) 「団地駐車場への防犯カメラ設置に関する利用者意識」、都市計画報告集 No. 6-3
- 6) 小林正啓 (2007) 「ネットワークロボットの法的問題について - ネットワークカメラ・防犯カメラの設置運用基準」、『社会安全システム』、東京電機大学出版会
- 7) 瀬田史彦 (2007) 「防犯と安全・安心まちづくり」、『社会安全システム』、東京電機大学出版会